

高知県人口減少対策総合交付金事業実施要領

第1 目的

この要領は、高知県人口減少対策総合交付金交付要綱（以下「交付金要綱」という。）第19条の規定に基づき、高知県人口減少対策総合交付金の交付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 交付対象事業

- 1 交付金要綱第3条の「新規事業」とは、本交付金の活用初年度において新たに実施する取組をいう。
- 2 交付金要綱第3条の「拡充事業」とは、本交付金の活用初年度において次のいずれかに該当すると認められるものをいう。
 - (1) 支援の対象範囲を広げる取組
 - (2) 質的向上を図る取組
 - (3) 量的拡大を図る取組
 - (4) 既存の事業に新規事業を加えて、一連の事業としてより効果の上がる形に事業を再構築する取組
- 3 知事が別に指定する「交付金の創設に伴い廃止した市町村向けの県補助事業」については、事業の内容を変えずに継続する場合でも、「拡充事業」とみなすものとする。ただし、その場合における基本配分型の充当額は、原則として、廃止された補助事業の従前の補助金交付要綱に定められた補助対象経費、補助基準額、補助限度額及び補助率により算出される額を上限とする。
- 4 交付金要綱第3条第2号の「県の掲げる目標」とは、若者が増えた持続可能な人口構造への転換を図るために最も重要な次の目標をいう。
 - (1) 令和15年までに、すべての市町村において、若者のうち、減少、流出の著しい34歳以下の人口について、令和4年よりも増加
 - (2) 令和15年までに、すべての市町村において、出生数について、令和4年よりも増加
- 5 交付金要綱第3条第2号の「ア 県が直接実施する取組と連携することでさらなる相乗効果が期待される事業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 県全体の目標を掲げ、県と市町村が役割分担のもと協働して取り組んでいるもの
 - (2) 県が県全域をカバーするサポート体制などの仕組みを構築し、それと連携する形で取り組んでいるもの
 - (3) 県の重点施策について、より効果を発揮するため、市町村として地域の住民や事業者と協働して取り組むもの
- 6 交付金要綱第3条第2号の「イ 市町村が創意工夫を凝らして独自に実施する先駆的事业」とは、第4項に規定する目標を達成するために市町村が新たに挑戦する事業をいう。
- 7 交付金要綱別表第1の注4の知事が別に定める「交付の対象とならない経費」は、

次のとおりとする。

- (1) 用地の取得及び整地に要する経費
- (2) 既存の施設及び設備等の撤去並びにその処理（分別、収集、運搬、再生、処分等）に要する経費。ただし、改修に伴い発生する撤去に要する費用や人口減少対策総合交付金事業計画審査会で認められた事業については、交付対象とすることができるものとする。
- (3) 職員の人件費。ただし、交付事業の遂行に必要な業務を補助するために雇い入れる会計年度任用職員の報酬等及び要領第2の3の規定を適用する場合の職員人件費は、交付対象とすることができるものとする。
- (4) 既存施設の改修経費で機能強化を伴わない単なる維持修繕を目的とするもの。
- (5) 公課費
- (6) 食糧費
- (7) 恒常的に発生する施設の管理運営費
- (8) (1) から (7) までのほか、交付金を交付することが適当であると認められない経費

第3 事業計画の申請等

- 1 交付金要綱第5条第1項に定める「知事が別に定める手続」は、別記第1号様式による事業計画承認申請書を別に指定する事業計画書類を添えて知事に提出するものとする。
- 2 交付金要綱第5条第4項に定める「知事が別に定める変更事由」は、次のとおりとし、このいずれかの変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による交付金事業計画変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業計画に記載する「R9 又は R15 目標」を下方修正する場合
 - (2) 事業計画に記載する事業を中止又は廃止する場合
 - (3) 事業計画に記載する事業の内容を大幅に変更する場合
 - (4) 事業計画にない新たな事業を追加（連携加算型を活用しない事業を除く）する場合
 - (5) 事業計画に記載する事業（連携加算型を活用しない事業を除く）の各年度の事業費を2割以上変更する場合
 - (6) 事業計画に記載する連携加算型の事業ごとの活用予定額を事業間において2割以上変更する場合
 - (7) (1) から (6) までのほか、「R9 又は R15 目標」の達成に影響を及ぼす恐れのある事業内容の変更

第4 実績報告等

交付金要綱第12条第1項の「知事が別に定める書類」は次のとおりとする。

- (1) 市町村が事業実施主体の場合
 - ア 工事請負又は委託等の契約書（契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し（交付事業にかかるもの）

- イ 工事請負又は委託等の完了検査調書の写し
 - ウ 工事出来高設計書
 - エ 完成写真（施工前及び施工後を対比することができるもの。必要に応じて施工中の写真も添付すること。）
 - オ 平面図（建物の場合は、立面図を含む。）
 - カ 領収書の写し、会計伝票の写し又はこれに類する書類（支払が完了していない場合にあっては、請求書の写し）
 - キ 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える取得財産等がある場合は、取得財産等管理明細表（交付金要綱別記第 13 号様式）
 - ク アからキのほか、実施した事業の内容が分かる資料
- (2) 市町村以外の者が事業実施主体の場合（間接補助）
- ア (1) のアからキに掲げる書類
 - イ 市町村の補助金交付決定通知の写し
 - ウ 市町村の補助金検査調書の写し
 - エ アからウのほか、実施した事業の内容が分かる資料

第5 委任

この要領に定めるもののほか、高知県人口減少対策総合交付金交付事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和6年12月23日から施行する。